



第17回中央執行委員会決定事項

2019.3.28

①吉川英一君らの組合員権一部停止の解除ならびに 地位保全仮処分命令申立事件の経過について

2018年6月6日、制裁審査中の吉川英一君、宮澤和広君、大塚信一君、矢島敏幸君、深石和則君、森優君らが、JR東労組を相手取り、地位保全仮処分命令申立を行いました。

吉川英一君外5名が主に主張したのは以下の3点です。

- ①中央執行委員長・副委員長・中央執行委員等としての執行権を有する地位にあること
- ②制裁について審査されない地位にあること
- ③労働組合員としての権利一部停止の効力を停止すること

これまで、7回の審査を行い、2019年3月26日に裁判所から「本申立てをいずれも却下する。」という決定が出され、吉川英一君らの申立ては全て却下されました。

中央本部は従来通り、規約・規則に則り、機関決定に基づき、 信頼回復、組織の強化・拡大の為、12地本の総団結を目指します

吉川英一君らは、制裁審査委員会の無効を主張していましたが、今後、制裁審査委員会によって厳正に調査・審議されることになります。

また、制裁申請にあたり中央執行委員会は規約60条に基づき、「組織運営上重大な支障があると判断」し、吉川英一君らの組合員権の一部を停止してきました。その暫定的な措置は裁判所によって効力を停止することは命じられてはいませんが、組合員権の停止が約一年に及んでいることから、この暫定措置を解除することを決め指令36、37、38号を発出しました。中央本部は暫定措置を解除したとはいえ、制裁審査中であることを自覚し、JR東労組の機関決定に従うこと、JR東労組の信用を毀損する行為をしないことを組合員権の一部停止の解除と共に中央執行委員会で確認し、吉川英一君らに通知しました。

②吉川英一君に対する、制裁の申し立てと 制裁審査委員会の設置の申請について

中央本部は、組合費の使用について不適切と思われる事象を発見し、調査を行ってきました。結果、吉川英一君による自己の立場を利用した組合費の不適切使用などが発覚しました。

第17回中央執行委員会にて吉川英一君に対する制裁の申し立てが行われ、組合費の不適切使用は信頼を取り戻す新生JR東労組運動にはあってはならないものとして、次期大会に制裁審査委員会の設置を申請することを満場一致で決定し、指令39号を発出しました。

信頼を回復し、「また加入したい」と思える新生JR東労組を目指すため、
「皆で決めたことは守る」ことをベースに、12地本の総団結を創り出そう！